

杵築市立杵築中学校「いじめ防止基本方針」

平成26年10月1日改訂

I. いじめ防止に関する基本的な方針

1. 基本理念

本校では、学校の教育目標「礼節を重んじ、文武両道に励む」を具現化し、全ての生徒が安心して学校生活を送り、将来、社会に貢献できる人材を育成することを目標とする。また、礼儀と節度を大切にし、自他を認め合い、互いに尊重し合う心豊かな人間性と社会性を育成するために、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」との意識を持ち、いじめの未然防止、早期発見に取り組む。同時に、いじめが心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて生徒の理解を深め、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するため「いじめ防止基本方針」をここに定める。

2. いじめの定義

- (1) 「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かは、表面的・形式的に判断することなく、いじめられた生徒の立場に立って判断する。
- (3) 具体的ないじめの態様（例）
 - ①冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ②仲間はずし、集団による無視をされる
 - ③ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ④金品をたかられる、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ⑤嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ⑥パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- (4) 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、早期に警察に相談することが重要なもの、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものなど直ちに警察に通報することが必要なものも含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮したうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

3. 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらに再発防止に努める。

特に、早期発見にあつては、生徒の変化やいじめの兆候を決して看過しないものとする。

II. いじめ防止のための対策

1. 基本的な考え方

いじめ問題は、未然防止に取り組むことが最も重要であり、全ての教職員が「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子にも起こり得る」、「どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる」という認識を持って真摯に取り組む。

2. いじめ防止のための組織

- (1) 組織の設置
いじめの未然防止や早期発見に向けた取組を効果的に推進し、発生したいじめの事案に対し迅速、的確に対処するために「いじめ防止委員会」を設置する。
- (2) 組織の構成員
組織の構成員は、学校におけるいじめ防止・早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、クラス担任等の教職員のほか、スクールカウンセラー等の心理・福祉等の専門的知識を有する者やスクールサポーターなどの外部専門家により組織する。
- (3) 具体的な組織の役割
いじめの未然防止や早期発見のための対策等に関する組織の役割は以下のとおりとする。
 - ①学校基本方針の策定及び方針に基づく具体的な取り組みの実施
 - ②いじめの相談及び通報への対応
 - ③いじめや生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録及び情報の共有
 - ④いじめ事案に対応するための会議開催と報告
 - ⑤いじめを受けた・行った生徒に対する指導及び支援、並びに保護者との連携

3. いじめの未然防止

(1) 基本的考え方

未然防止の基本として、生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活

を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりをすべての教職員で行っていく。生徒に集団の一員としての自覚や自信が育まれることによって、互いを認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが作り出せる環境を目指す。

(2) いじめの防止のための措置

全ての生徒を対象に「いじめは決して許されない」という意識の醸成を図り、いじめを生まない学校づくりに向け、校内の指導体制の確立、家庭・地域との連携強化、いじめの問題を自分たちの問題と捉えられる子どもの自己指導能力を育成していく。

4. いじめの早期発見

(1) 基本的考え方

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての教職員をはじめとした大人が連携し、生徒の些細な変化に気付く力を高めていく。

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、生徒が無意識に出している些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したり、躊躇することなく、個人面談や教職員相互が積極的に生徒の情報交換、情報収集を行い、積極的にいじめを認知していく。

(2) いじめの早期発見のための措置

いじめの早期発見のため、家庭における早期発見に向けた関わりができるよう保護者への啓発を行うとともに、定期的なアンケート調査等によって、常に生徒の状況を把握する。

(3) ネット上いじめへの対処

これからの情報化社会の中で生きていくために必要な情報を発信する責任や自ら情報の必要性を判断する能力を身につける情報モラル教育を専門的な知識を持った業者等の協力を得ながら、SNS等の利便性や、その裏に潜む危険性、ネットによるいじめ等のトラブルへの対処法等についての学習を推進するとともに、保護者にもこれらについての理解を求める。

5. いじめに対する措置

(1) 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。

その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた教育的な指導を行う。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせるほか、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

また、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

いじめの発見、通報を受けた場合、学校に設置された「いじめ防止委員会」において直ちに情報を共有し、当該組織が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行い、事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに被害・加害生徒の保護者に連絡する。

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処し、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(3) いじめられた生徒又はその保護者への支援

いじめを認知した場合は、家庭訪問等により、迅速に保護者に事実関係を伝え、いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図るほか、スクールカウンセラー、スクールサポーターや福祉等の専門家など外部専門家の協力を得る。

(4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる生徒から事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールサポーター、福祉等の専門家の協力を得て組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行い、いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

(5) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、教育委員会に報告するとともに、スクールカウンセラー等の心理・福祉等の専門的知識を有する者やスクールサポーターなどの外部専門家を加えた「いじめ防止委員会」で調査し、事態の解決にあたる。なお、事案によっては、県教育委員会が設置する「大分県いじめ解決支援チーム等」に対し解決に向けた支援、助言を求めることとする。